田原市公契約条例の概要版

公共事業の受注者等(市と公契約を結ぼうとする者)には、条例の趣旨をご理解いただき、関係法令の遵守及び労務費等の適正な積算をお願いするとともに、下請事業者に対する指導をお願いするものです。

1 目的(第1条)

公契約(市が締結する全ての契約)に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務 を明らかにすることにより、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働環境の確 保を図ることで、市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的と します。

2 定義 (第2条)

- (1) 公契約とは、市が締結する工事、製造その他の契約をいいます。
- (2) 受注者等とは、市と公契約を締結する者及び当該公契約を締結する者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいいます。
- (3) 労働者等とは次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者)であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するものとします(正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等)。
 - イ 自らが提供する労働の対価を得るため、公契約に係る業務を請け負う者とします(いわゆる一人親方)。
 - (※ 適用労働者は、契約の相手方である受注者等に雇用される者だけでなく、下 請負者に雇用される者も含みます。)
- (4) 市長等とは、市長及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいいます。

3 基本理念(第3条)

- (1) 公正性、透明性及び競争性を確保します。
- (2) 公契約の適正な履行を確保します。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保します。
- (4) 受注者等の社会的責任の向上に努めます。
- (5) 地域経済の健全な発展に努めます。

4 市の責務(第4条、第6条~第8条、第12条)

- (1) 市は、入札・契約制度における公平性、公正性、透明性、競争性の確保や適正な予定価格の算出などを責務とします。
- (2) 具体的な取組
 - ・ 適正な時期に公契約の締結をすること。
 - 合理的な規模で公契約の締結をすること。
 - ・ 適正な契約方法を採用し、公正な競争を行うこと。
 - ・ 価格、品質、納期等適正な契約条件とすること。
 - ・ 労務その他の取引の実例価格を考慮して予定価格を設定すること。
 - ・ 市内事業者の公契約受注の機会を確保すること。

5 受注者等の責務(第5条、第7条、第9条、第12条)

- (1) 受注者等は、市の実施する公契約に係る取組に協力するよう努めるとともに、社会的な責任を自覚し、法令を遵守することを責務とします。
- (2) 具体的な取組
 - 社会的責任を自覚し、法令を遵守するとともに、契約を適正に履行すること。
 - ・ 労務費その他の経費を適正に積算すること。
 - ・ 関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境を確保すること。
 - ・ 下請負者の選定又は資材調達において、市内事業者の積極的な活用に努めること。

6 報告及び調査(第10条)

市長等が必要と認めるときは、受注者等に報告を求め、又は調査を行うことができる。

7 是正指導(第11条)

- (1) 市長等は、受注者等に是正措置を講ずるよう指導することができるものとします。
- (2) 受注者等は、指導を受けたときは、是正措置を講ずるよう努めることとします。

8 委任 (第13条)

本条例の施行に関して必要な事項を市長等に委任します。